# 労働安全衛生法、作業環境測定法及び労働施策総合推進法の改正について

## 改正の趣旨

○　多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。【労働安全衛生法、作業環境測定法】

○　多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、治療と就業の両立支援等の推進等の措置を講ずる。【労働施策総合推進法】

## 改正の概要

※　施行日について記載のないものは令和８年４月１日施行。

### １．個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

〔令和８年４月１日施行（ただし、一部は公布日、令和９年１月１日又は同年４月１日施行）〕

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

①　注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。

②　個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

### ２．職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】〔施行日は公布後３年以内に政令で定める日〕

○　ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。

その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

### ３．化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

①　化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。

〔施行日は公布後５年以内に政令で定める日〕

②　化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。

③　個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。〔令和８年10月１日施行〕

### ４．機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

①　ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。

②　登録教習機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。〔令和８年１月１日施行〕

### ５．高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

○　高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。

このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

### ６．治療と就業の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

○　事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

等

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
沖縄労働局　健康安全課／各労働基準監督署